平成２３年（フ）第３３７号
高知市大津乙878番地１　ロゼ３・1103号
債務者　岡本　和也
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月４日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５３号
熊本市神水２丁目６番３号
債務者　直野　辰彦
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　広美
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７号
千葉県匝瑳市吉崎573番地１
債務者　伊藤　由一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７７号
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
債務者　久保田正人
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月４日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０７号
広島市安佐南区沼田町大字伴1621番地164
債務者　糀原　克明
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市江崎町106番地４　メゾンクレール江崎107号、旧住所鳥取県鳥取市幸町39番地17
債務者　岸本　眞
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６５号
大阪市浪速区幸町１丁目３番16―909号
債務者　長瀬知恵子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６２号
函館市上野町22番29号
債務者　糸谷　勇也
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
山形県北村山郡大石田町緑町13番地14　サンコーポグリーン205号室
債務者　内池　一幸
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
山形市東青田３丁目９番14号　ハイツ東青田２Ｆ―Ｄ号
債務者　戸田　俊隆
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
岐阜県大垣市上面１丁目874番地２
債務者　田邉　公考
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目85番地県営グリーンビレッジ妙円寺団地34棟201号
債務者　上野　健吾
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３５８号
福岡市博多区御供所町４―３―101、登記簿上の住所福岡市博多区御供所町５番８号
破産者　有限会社サンボア
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1493番地７
破産者　株式会社有功土建
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県小野市三和町1039番地の１
破産者　有限会社小林鉄工
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３３９９号
福岡県古賀市青柳町242番地３
破産者　株式会社今泉建設工業
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部